

津市自治会掲示板設置補助金交付要綱

平成26年3月31日訓第19号

改正 平成26年12月16日訓第135号

平成28年3月29日訓第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する自治会（以下「自治会」という。）が掲示板の設置を行うことにより、地域におけるコミュニティ活動を促進するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「掲示板」とは、自治会におけるコミュニティ活動の周知及び行政からのイベント等の周知、啓発等を図るためにポスター等を掲示するもので、自治会がその区域内において設置を行うものをいう。

2 この要綱において「設置」とは、自治会が掲示板を新設し、又は取り替えることをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「自治会掲示板設置補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、掲示板の設置を行う自治会に対して、当該掲示板の設置に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、交付対象経費の2分の1に相当する額（当該額が6万5,000円を超えるときは、6万5,000円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、掲示板の設置を行う日の前日とする。

(実績の報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、掲示板の設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて、これを行わなければならない。

(1) 掲示板の設置に係る費用を支払ったことを証する書類の写し

(2) 掲示板の設置に係る完成後の写真

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年度分及び平成27年度分の補助金の交付の申請については、第7条の規定にかかわらず、平成26年度分にあつては平成26年12月26日までに、平成27年度分にあつては平成27年1月9日までに事前届の提出を行わなければならない。

附 則(平成26年12月16日訓第135号)

この訓は、平成26年12月17日から施行する。

附 則(平成28年3月29日訓第19号)

この訓は、平成28年4月1日から施行する。